## 飲んだら乗るな―――言語記号の類像性

ある知覚可能な対象が、それ以外の何かを表している(と考えられる)場合、それは記号(sign)と呼ばれます。言語では基本的に、音や文字によって表される語や句や文などの「形」がある「意味」を表しているので、言語の語や句や文などは記号の一種ということになります。言語記号の重要な特徴として、形と意味——記号表現と記号内容——の関係が恣意的(arbitrary)であるという点がしばしば挙げられますが、言語記号の基盤を成す原則には恣意性以外のものもあります。その一つが以前にもふれた類像性(iconicity)と呼ばれるものです。

類像性の「類像」は、アメリカの記号論者 C. S. Peirce が提唱した記号の三区分の一つである "icon" (記号表現と記号内容の類似性に基づく記号)で、類像的な言語記号とはその形と意味の類似性 などにより両者の間に直接的な対応関係があるものを指します。類像的な言語記号の代表的なものは、次のような擬音語・擬声語(onomatopoeia)です(左が日本語、右が英語・中国語):

(1)ワンワンbowwow(2)コケコッコーcock-a-doodle-doo(3)カーカー (鳥の鳴き声)呱呱 (guāguā)(4)グウグウ (いびきの音)zzz, z-z-z, ZZZ(5)バシャッ・パシャッ・ザバッ・ザブンsplash, plash

これらはそれぞれ、言語外の現実世界に存在する音声に似せて作られた語であり、その形(=発音)は意味(=実際の音声)と直接的な対応を持っています。ただしそれらは実際の音声と同じではなく、各言語ごとの音韻構造上の制約の範囲内での恣意的な慣習に基づくものです。すなわち、これらの擬音語・擬声語は完全に類像的な記号ではなく、他の一般の語と同様に恣意的な記号としての性格も併せ持つことになります。

上で見た擬音語・擬声語は語のレベルの類像性――語彙的類像性(lexical iconicity)――に関するものですが、言語記号の類像性には単一の語のレベルを超えた、いくつかの要素の連鎖のレベルにおける類像性――文法的類像性(grammatical iconicity)――も存在します。これにはいくつかのタイプがありますが、その一つに時間的配列(sequential order)の原則というのがあります。これは言語外の世界において二つ以上の事柄が連続的(sequential)に生じる/生じたとき、それを言語で表現する際その時間的連続性を直接反映するように言語の要素が配列されること(すなわち、事柄が発生した順に言語で表現されること)を指します。この場合、「事柄が発生した順序」が「言語で表現される順序」に直接表され、両者の間には類像性の関係が成立することになります。次の例を参照:

- (6) I came, I saw, I conquered. (来たり、見たり、勝ちたり――Julius Caesar (ラテン語 "Veni, vidi, vici."))
- (7) Eye it, try it, buy it. (見て、試して、買ってください——広告の表現) (Dirven and Verspoor 2004: 8)

これらにおいて、事柄の順番がそのまま表現の順番になっていて、類像的な表現が構成されています。 次のように等位接続詞の and を用いて二つの事柄の連続を表した表現の場合も同様です:

- (8) Don't drink and drive.
- (9) He addressed and sealed the envelope.
- (10) He sealed and addressed the envelope.
- (11) hit and run, wait and see, park and ride, cause and effect, trial and error

(8)は「飲んだら乗るな」ということで、「飲むこと」と「運転すること」をこの順で連続的に行なうことを禁止するという意味です。(9)は「封筒に宛て先を書いてから封をした」、(10)は「封筒に封をしてから宛て先を書いた」ということです。(11)は二つの語を and で結んだ慣用的な二項並列表現 (binary expression) で、二つ項の順番は各々の項が表す事柄の順番を反映したものになっています。もしたとえば park and ride を ride and park としたら事柄の順序が逆の解釈になってしまうでしょう。数学であれば交換法則 (a+b=b+a) が成立しますが、言語ではそうとは限らず、A and  $B \neq B$  and A ということもあるわけです。

上では時間的配列の原則に従った類像的な表現の例を見てきましたが、次の従属接続詞 before, after を用いて二つの節を結んだ表現はこの原則には従わないものです:

- (12) Before I left home. I had breakfast.
- (13) I left home after I had breakfast.

(12)(13)はそれぞれ二つの節を含んでいますが、それらの節は時間順の配列にはなっていません。これらは従属接続詞と等位接続詞との機能の対照の一面を示す例であると言えます。

参考文献 Dirven and Verspoor, Cognitive Explorations of Language and Linguistics, 2nd Edition.
(John Benjamins, 2004)

R. L. Trask, Language and Linguistics: The Key Concepts, 2nd Edition. (Routledge, 2007)